

山梨県公報

第千三百六十八号

平成十五年

三月二十四日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更(二件)……………一七一
 道路の供用開始(二件)……………一七一
 山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正……………一七二
 県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧(二件)……………一七三
公 告
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)……………一七三
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………一七四
人事委員会
 公益法人等への山梨県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則……………一七五

告 示

山梨県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高下鞆沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡増穂町大字高下字篠八久保二四七九番地先から	旧	三・七	四八四・〇
		九・八	

南巨摩郡増穂町大字高下字上高下北二二五六番の二地先まで

新	五・二	二八・四	四八四・〇
---	-----	------	-------

山梨県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡上野原町大字西原字柳平六六二九番の三地先から	旧	四・五	六八七・〇
北都留郡上野原町大字西原字南向六七一〇番の一地先まで	新	一〇・五	六八七・〇
		五六・五	

山梨県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡増穂町大字最勝寺字外	四九二・〇	平成十五年

堀田三四九番の三地先から 南巨摩郡増穂町大字青柳字古宿 三一七番の一地先まで	四月一日
--	------

山梨県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字小篠字虹吹五〇八番地先から 大月市猿橋町大字小篠字加藍六四一番地先まで	四六〇・〇	平成十五年 三月二十四 日

山梨県告示第百六十五号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額（平成十二年山梨県告示第百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

別表第一中	山梨県知事	山本	栄彦
田富町	12円	12円	14円
八田村	12円	12円	11円
白根町	11円	11円	11円
芦安村	9円	4円	4円
若草町	11円	11円	11円
櫛形町	10円	10円	11円
甲西町	11円	12円	11円

25円	5円
25円	5円
26円	5円
4円	3円
26円	5円
26円	4円
26円	5円

を 田富町

12円 12

円	14円	25円	5円	5円	3円
---	-----	-----	----	----	----

斐崎市

斐崎市
南アルプス市 (旧八田村の に限る。)
南アルプス市 (旧白根町の に限る。)
南アルプス市 (旧芦安村の に限る。)
南アルプス市 (旧若草町の に限る。)
南アルプス市 (旧櫛形町の に限る。)
南アルプス市 (旧甲西町の に限る。)

区域	1 1 円	6 円	1 1 円	1 1 円	3 円
区域	1 2 円	1 2 円	1 1 円	2 5 円	5 円
区域	1 1 円	1 1 円	1 1 円	2 6 円	5 円
区域	9 円	4 円	4 円	4 円	3 円
区域	1 1 円	1 1 円	1 1 円	2 6 円	5 円
区域	1 0 円	1 0 円	1 1 円	2 6 円	4 円
区域	1 1 円	1 2 円	1 1 円	2 6 円	5 円

改める。

山梨県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業八代東部地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年三月二十五日から同年四月二十一日まで

に

三 縦覧場所

八代町役場

四 異議申立期間

平成十五年四月二十二日から同年五月六日まで

山梨県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業八代西部地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年三月二十五日から同年四月二十一日まで

三 縦覧場所

八代町役場

四 異議申立期間

平成十五年四月二十二日から同年五月六日まで

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎	住 所	富士吉田市上吉田二丁目五番一号
--------	-------------------------	-----	-----------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル
 - (二) 所在地 富士吉田市松山三百三十一の一番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時（年間六十日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時（年間六十日は午後九時）	午後九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（年間六十日は午前九時）から午後八時三十分（年間六十日は午後九時三十分）まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更の年月日

平成十五年四月一日

三 届出年月日

平成十五年二月二十七日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年七月二十四日まで縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫	住 所	神戸市中央区港島中町四丁目一番一号
--------	------------------------	-----	-------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ダイエー大月店
 - (二) 所在地 大月市御太刀一丁目九百七十八番一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時（年間十三日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（年間十三日は午前八時三十分）から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後十時まで（第一駐車場のみ午前八時三十分から午後十一時三十分まで）
駐車場の自動車の出入口の位置	届出書駐車場平面図のとおり	届出書駐車場平面図のとおり

3 変更の年月日

平成十五年四月一日

三 届出年月日

平成十五年三月四日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十五年三月二十四日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十六号を第三十八号とし、第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号の次に次の二号を加える。

三十四 山梨県職業能力開発協会

三十五 山梨県農業信用基金協会

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

一	組合の名称 富士吉田市向海土地地区画整理組合	山梨県知事	山本 栄彦
二	事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内 施行地区		
三	富士吉田市小見見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部		
四	設立認可の年月日 平成二年十二月五日		
五	変更後の事業施行期間 平成二年度から平成十五年度まで		
六	変更認可の年月日 平成十五年三月十八日		
<p>● 土地地区画整理組合の事業計画の変更認可 土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。 平成十五年三月二十四日</p>			
一	組合の名称 富士吉田市御伊勢山土地地区画整理組合	山梨県知事	山本 栄彦
二	事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内 施行地区		
三	富士吉田市小見見字御伊勢山、雨坪及び丸の各一部		
四	設立認可の年月日 平成二年十二月五日		
五	変更後の事業施行期間 平成二年度から平成十五年度まで		
六	変更認可の年月日 平成十五年三月十八日		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 株式会社サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番